

令和 8 年度  
**学校生活のルール**

長崎県立長崎工業高等学校全日制  
生徒支援部

## 第1章 ホーム・ルームにおける心得

### 1. 友人関係について

- (1) 互いの個性や多様性を認め合い、より良い信頼関係を築くように努力すること。
- (2) 他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為は絶対にしないこと。
- (3) 迷惑となるような行為はしないこと。
- (4) 金銭の貸し借りは、トラブルの原因となるので慎むこと。
- (5) 自教室以外の出入りは慎むこと。

### 2. 所持品について

- (1) 自分の所持品には、すべて記名をすること。
- (2) 各自貴重品の管理を徹底し、教室を空ける場合は施錠を確実にすること。
- (3) 個人ロッカーに置くものは許可された物品だけとし、それ以外の物は持ち帰ること。
- (4) 携帯電話（スマホ）の校内への持ち込みは原則禁止。ただし、持ち込みが必要な場合は、許可を受けること。 ※許可願の提出が必要（原則3年間有効）。その場合、校内の指定区域以外では使用禁止とし、電源は切っておくこと。
- (5) 学習に不必要な遊具類（ゲーム機やトランプ類）、図書類（マンガ本など）を持ち込まないこと。
- (6) 不必要な多額の現金は学校に持ち込まないようにすること。諸納金などは登校後すぐに納めるなど、紛失・盗難防止に努めること。
- (7) 現金等紛失した場合は、直ちに先生に連絡すること。

## 第2章 遅刻・欠席・早退について

### 1. 欠席について

- (1) 欠席をする場合は、事前に理由を保護者が学級担任に電話などで必ず連絡すること。
- (2) 次のような場合は出席扱いとなるが、事前に学級担任へ連絡しておくこと。
  - ①校長の認める選手派遣、受験（大学・就職試験、国家試験、検定試験など——学校で定めた日数）の場合
  - ②その他、校長が必要と認めたもの。

### 2. 忌引・出席停止について

- (1) 次の近親者が死亡した際の欠席については忌引となる。

父母（7日以内）	祖父母（3日以内）	兄弟姉妹（3日以内）
伯叔父母・甥姪（1日）	その他同居親族（1日）	
- (2) 次の場合は出席停止とする。
  - ①学校保健安全法に定めた感染症によって出席できない場合
  - ②非常変災（積雪、台風、ストなど）による安全確保等の指示が出ている場合または交通途絶により登校時の安全が確保できない場合

### 3. 遅刻・欠席・早退について

- (1) 遅刻 {①始業時間（8時25分）に遅れた場合（8時25分には教室に入っておくこと。）  
          ②各教科の開始時間に遅れた場合
- (2) 欠課 各教科時間に出席しなかった場合
- (3) 早退 各教科時間中に下校した場合
- (4) 遅刻・欠課・早退をする場合は、事前に学級担任および教科担任に連絡すること。
- (5) 遅刻した場合（朝SHR終了後から）は、職員室で教頭先生より「入室許可証」を受けて教室に入ること。
- (6) 早退する場合は、学級正副担任または学科職員より「早退許可証」の発行を受けて早退すること。

### 4. 校外への外出について

- (1) 授業時間内（朝のSHRから帰りのSHRまで）は許可なく、外出しないこと。
- (2) 授業時間内に外出する必要がある場合は、学級正副担任または学科職員より「外出許可証」の発行を受けて外出すること。

## 第3章 服装・頭髪等について

常に清潔な髪形で、制服は正しく着こなすこと。

登下校時には、身分証明書を所持し、制服・制靴を着用すること。ただし、授業日以外に部活動などで登校する場合は、部活動で許可されたジャージなどで登校してもよい。

なお、諸般の事情により下記の規定外の服装を余儀なくされるときは、事前に「異装許可願」を提出し、許可を受けること。

### 1. 服装について

#### (1) 制服について

- ①夏・冬服とも本校指定の制服を着用し、改造はしないこと。
- ②ブレザーには必ず尾錠、バッジを付けること。
- ③下着は無地（ワンポイント可）で華美でないもの（白、グレー、黒、紺）を着用すること。
- ④指定の夏服または指定の長袖シャツの上衣として、指定カーディガンの着用を認める。また、上衣を着用せず、指定長袖シャツのみで登校してもよい。
- ⑤半袖開襟シャツおよび長袖シャツの裾はズボンの中に入れて着用すること。
- ⑥ズボンは裾が床に触れない長さとする。
- ⑦スカート丈は、裾が膝中心より下から膝が隠れる程度とする。
- ⑧靴は「黒のローファータイプ」を各自で購入すること。ヒール高さは3cmを限度とする。
- ⑨靴下は無地（ワンポイント可）単色とし、色は白、黒、紺とする。丈はショート丈またはクルー丈（履き口は、くるぶしより長くふくらはぎの下までのもの）を目安とする。ただし、スクール用またはスポーツ用とし、特異な形状のものは認めない。
- ⑩冬季は、スカートの下にタイツおよびストッキングの着用を認める。ただし、無地でベージュまたは黒色とする。
- ⑪普段の学校生活では、タイツ着用時には靴下を必須としない。
- ⑫学校行事においてはブレザーを着用すること（ただし、夏季を除く）。



※

#### **靴下の規定 ※令和8年度試行運用**

式典時は、スクール用またはスポーツ用とする。ただし、甲に小さなロゴのあるものや5本指ソックスは不可とする。色の統一については、検討する。普段の学校生活では、甲の小さなロゴや5本指ソックスも許容する。

※靴下の規定が守れない場合は、指定ソックスを導入するか、ワンポイントを不可とする。

#### (2) 防寒着・マフラー・手袋について

冬季は、登下校時に限り、防寒着、マフラー・ネックウォーマー（華美でないもの）・手袋の着用を認める。ただし、校舎内では着用しないこと。防寒着については登下校時のみ生徒玄関から教室までの着用を認める。

#### **防寒着（登校時に一番外側に着る衣服）の規定**

- 無地で、黒・紺色系のものとする。柄はワンポイントまで（メーカーのロゴのみ）とする。
- 綿やスウェット素材のものは不可。サイズについては、自分の身体に合ったものとする。
- フードの有無は規定しないが、フード有の場合は以下の点に留意すること。
  - 歩行中にフードを着用しないこと。
  - 電車やバスで、トラブルの原因とならないようにすること。
- 丈は腰～おしりが隠れる程度のものとする。
- 防寒着のままで職員室等に行かないこと。

### (3) 儀式的行事について

- 儀式的行事とは、入学式、同窓会入会式、卒業式、始業式、終業式、式典等のことである。
- これらの日は、タイツは着用しない、靴下は式典用、ブレザーを着用し、中間服は不可とする（ただし、夏季を除く）。

## 2. 頭髪等について

### (1) 男子

- ①常に清潔に保ち、前髪は目にかからないこと。後ろ髪は襟にかからないこと。横髪は極端に耳にかからないこと。
- ②特異な髪形は禁止とする。たとえば、異形（左右非対称）、上部と横に極端な毛量の差をつけた髪形、上部の髪が被っている刈り上げは認めない。
- ③整髪料は使用せず、髪に加工（アイロン、パーマ、脱色など）をしないこと。
- ④耳の真ん中（耳の穴あたり）から耳たぶまでとする。
- ⑤髭は常に剃っておくこと。化粧はしないこと。
- ⑥眉の加工はしないこと。
- ⑦ピアスなどはしないこと。
- ⑧爪は常に清潔に保ち、短めに切ること。

### (2) 女子

- ①常に清潔に保ち、前髪は目にかからないようにし、肩に付く髪は束ねて結ぶこと。束ねる際は、黒・紺の単色のゴムひもを用いること。（シュシュなどは認めない）  
※前髪が目にかかる場合はピンで留めること。また、後れ毛が出ないようにすること。出る場合はピンで留めること。ピンはアメピンのみとする。
- ②特異な髪形は禁止とする。たとえば、異形（左右非対称）、上部と横に極端な毛量の差をつけた髪形、上部の髪が被っている刈り上げは認めない。
- ③整髪料は使用せず、髪に加工（アイロン、パーマ、脱色など）をしないこと。
- ④化粧（アイプチ、色付きリップ、ファンデーションなど）はしないこと。
- ⑤眉は加工しないこと。
- ⑥ピアスなどはしないこと。
- ⑦爪は常に清潔に保ち、短めに切ること。

### (3) 身だしなみについて

- 年間に数回、容儀指導を行う。内容は、身だしなみチェック（頭髪、制服等、ひげ、つめなど）や講話とする。
- 2. (1) (2) 頭髪等の基準は「容儀指導」だけの基準ではなく、学校生活における基準であり、日頃から生徒自身がセルフチェック（整髪、制服の着こなし、制服のアイテム、ひげ、つめなど）を行い、身だしなみを整えること。
- 始業式や卒業式は特別な日であり、事前に整髪等を行い、身だしなみを整えること。
- 実習や体育、学校行事では、特に安全や清潔感に配慮した身だしなみをする事。

## 3. 通学カバンについて

- (1) 華美でない市販のバッグ（リュックなど）を使用すること。ただし、袋類やファスナーが付いていないトートバッグなどは認めない。
- (2) タブレットの持ち帰りに適した丈夫なカバンを推奨する。

## 第4章 登下校について

- 1. 交通ルールを厳守し、交通安全に努めること。
- 2. 公共交通機関を利用する際、乗車マナーは、率先して守ること。
- 3. 放課後は午後4時30分までに教室から退室すること。特別の用事で居残る者は、学級担任または関係職員の許可を受けること。（定時制が使用するため）

4. 部活動の生徒の下校時間は、年間を通じて午後7時30分までとする。
5. 午後9時までに帰宅すること。

## 第5章 外出について

1. 生徒のみでの外出は、午後9時までに帰宅すること。
2. 娯楽場（パチンコ、雀荘等）への出入りは禁止とする。
3. 保護者等同伴以外での外泊は原則禁止とする。

## 第6章 交通関係規定

### 1. 車両使用通学について

- (1) 車両使用の通学は、原則禁止する。
- (2) 自宅から最寄りの駅やバス停までの距離が4km以上あるなど、公共交通機関または徒歩での通学が困難で、車両を使用する必要がある場合は、学級担任へ願い出ること。生徒支援部で審議の上、校長の決裁を受けて認める。ただし、許可する車両は原動機付自転車（排気量500cc）までとする。

### 2. 運転免許取得について

- (1) 1. (2) で許可された者は、原動機付自転車の免許取得を認める。
- (2) 卒業後の進路が決定した3年生については、別に規定を定める。
- (3) 上記以外の運転免許の取得は原則禁止する。

### 3. 通学時の自転車利用について

通学時の自転車利用については、長崎市以外在住の生徒で、最寄り駅まで利用する場合は、可とする。ただし、保険に加入すること。

## 第7章 アルバイトについて

1. 長期休業中以外のアルバイトについては、原則禁止する。
2. 長期休業中のアルバイトは、夏季および冬季休業中とし、別に定める条件等を満たすものに限り認める。学級担任への申し出、「アルバイト説明会」への出席、許可願の提出が必要である。
3. 長期休業中以外でアルバイトをする必要が生じた場合は、学級担任に申し出ること。必要性等を生徒支援部で審議のうえ、校長の決裁を受けて認める場合がある。

## 第8章 賞罰について

校長は学則によって、次のとおり表彰・懲戒を行う。

1. 善行者はこれを表彰する。
2. 次の各号の一つに該当する者は、その軽重によりこれを訓告・謹慎・停学又は退学に処する。
  - (1) 学力劣等で単位未修得の者
  - (2) 性行不良の者
  - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
  - (4) その他学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者